

魚沼地区障害福祉組合個人情報保護条例

平成25年12月25日

条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、魚沼地区障害福祉組合(以下「組合」という。)が設置する施設の利用者に関する個人情報の保護について必要な事項を定め、もって利用者の基本的人権を擁護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人生活事項について特定の個人が識別され、又は識別され得る情報で、文書、帳票、図画、写真、磁気テープ、マイクロフィルム等に記録されているものをいう。
- (2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (4) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。
- (5) 実施機関 管理者、監査委員及び議会をいう。
- (6) 利用者 組合が設置する魚沼学園及び魚沼更生園を利用する者若しくは利用していた者及びそれらの扶養義務者又は実施機関に個人情報が管理されている個人をいう。
- (7) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)及び事業を営む個人をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、利用者の基本的人権を尊重して、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、利用者の基本的人権を侵害することのないようにするとともに、個人情報の保護に関する実施機関の施策に協力しなければならない。

(利用者の責務)

第5条 利用者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この条例により保障された権利を正当に行使しなければならない。

(適正な収集)

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、所掌する業務の遂行に必要なかつ最低限の範囲内で行わなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を収集してはならない。ただし、法令及び条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき、又は所掌する業務の遂行に必要な不可欠とされる個人情報を管理者に届け出て収集するときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 人種及び社会的差別の原因となる社会的身分等に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項

(収集の手続)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ管理者に届け出て、次に掲げる事項を登録しなければならない。登録した事項の一部を変更するときも、同様とする。

- (1) 業務の名称
- (2) 収集の目的
- (3) 収集する個人情報の項目
- (4) 収集の方法
- (5) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、人の生命又は身体の保護、財産の保護その他公益上の目的のため緊急かつやむを得ないと認められるときは、管理者に届け出て、前項各号に掲げる事項を登録することなく、個人情報を収集することができる。

3 実施機関は、前項の規定により個人情報を収集したときは、速やかに管理者に

届け出て、第1項各号に掲げる事項を登録しなければならない。

- 4 実施機関は、第1項又は前項の規定により登録した業務を廃止したときは、遅滞なく管理者に報告し、当該登録を抹消しなければならない。

(収集の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、収集の目的等を明示し、本人(その代理人を含む。以下この条及び第10条において同じ。)から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の定めがあるとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 出版、報道等により公知のものであるとき。
 - (4) 人の生命若しくは身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、業務の遂行に著しい支障が生ずると認められるとき。
- 2 実施機関は、前項第3号から第5号までの規定に該当して本人以外のものから個人情報を収集したときは、その目的、収集した個人情報の項目等を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、通知しないことについて合理的な理由があると認められるときは、この限りでない。
 - 3 実施機関に対する申請、届出その他これらに類する行為により当該行為を行った者以外の者に関する個人情報が収集されたときは、第1項第2号の規定に該当して収集されたものとみなす。

(適正な管理)

第9条 実施機関は、個人情報を適正に管理するため、個人情報保護管理者を定めるとともに、次の事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。
 - (2) 個人情報を正確かつ最新なものとする。
- 2 実施機関は、個人情報の保管の必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄しなければならない。

(特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限)

第10条 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)について、第7条第1項又は第3項の規定により登録した収集の目的以外の目的への利用(以下「目的外利用」という。)又は実施機関以外のものへの提供(以下

「外部提供」という。)を行ってはならない。ただし、法令等に定めがあるとき、本人の同意があるとき、その他公益上必要があると認められるときは、この限りでない。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報の目的外利用又は外部提供をするときは、あらかじめ管理者に届け出て、次に掲げる事項を登録しなければならない。登録した事項の一部を変更するときも、同様とする。

(1) 第7条第1項又は第3項の規定により登録した業務の名称

(2) 利用又は提供する目的

(3) 利用又は提供する個人情報の項目

(4) 利用又は提供する方法

(5) 利用又は提供する相手先

(6) その他実施機関が定める事項

3 実施機関は、公益上の必要により個人情報の目的外利用又は外部提供を行ったときは、その目的、利用又は提供した個人情報の項目等を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、通知しないことについて合理的な理由があると認められるときは、この限りでない。

4 実施機関は、第2項の規定にかかわらず、人の生命又は身体の保護、財産の保護その他公益上の目的のため緊急かつやむを得ないと認められるときは、管理者に届け出て、第2項各号に掲げる事項を登録することなく、個人情報の目的外利用又は外部提供を行うことができる。

5 実施機関は、前項の規定により個人情報の目的外利用又は外部提供を行ったときは、速やかに管理者に届け出て、第2項各号に掲げる事項を登録しなければならない。

6 実施機関は、第2項又は前項の規定により登録した目的外利用又は外部提供を廃止したときは、遅滞なく管理者に報告し、当該登録を抹消しなければならない。

(特定個人情報の利用の制限)

第10条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。ただし、実施機関は、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報(情報提供等

記録を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用することができる。

- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために利用するときは、当該特定個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。
- 3 第1項ただし書及び前項の規定は、特定個人情報の利用を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

(特定個人情報の提供の制限)

第10条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(コンピュータの結合の制限)

第11条 実施機関は、コンピュータにより個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を取り扱う場合において、実施機関以外のものが管理するコンピュータと通信回路等による結合を行ってはならない。ただし、公益上必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認められるときは、この限りではない。

(自己情報の開示請求権)

第12条 利用者は、実施機関に対し、実施機関が管理している自己に関する個人情報(以下「自己情報」という。)の閲覧及び写しの交付(以下「開示」という。)を請求することができる。

- 2 実施機関は、法令等の規定により開示することができないとされている個人情報を開示してはならない。
- 3 実施機関は、次に掲げる個人情報を開示しないことができる。
 - (1) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する個人情報で、開示しないことが明らかに正当であると認められるもの
 - (2) 開示することにより実施機関の業務の遂行に著しい支障が生ずると認められる個人情報
- 4 実施機関は、開示の請求に係る個人情報に前2項に規定する個人情報が含まれる場合で、その部分を容易に、かつ、開示の請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いてこれを開示しなければならない。

(自己情報の訂正請求権)

第13条 利用者は、自己情報について事実との相違があると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の訂正を請求することができる。

(自己情報の削除請求権)

第14条 利用者は、自己情報(特定個人情報を除く。以下この条及び次条において同じ。)が第6条から第8条までの規定に反して収集されていると認めるとき、又は第9条第2項の規定に反して保管されていると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の削除を請求することができる。

(自己情報の目的外利用等中止請求権)

第15条 利用者は、自己情報が第10条の規定に反して利用若しくは外部提供され、又はされようとしていると認めるときは、実施機関に対し当該自己情報の目的外利用又は外部提供の中止を請求することができる。

(特定個人情報の利用停止請求権)

第15条の2 市民は、自己情報のうち特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第10条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止

(請求の手續)

第16条 第12条から前条までの規定による請求をしようとする者(以下「請求者」という。)は、実施機関に対し、請求書を提出しなければならない。

2 前項の規定による請求書の提出に際しては、本人であることを証する書類を提示しなければならない。

(請求に対する決定等)

第17条 実施機関は、前条第1項の規定による請求書の提出があったときは、当該請求書を受理した日から起算して14日以内(特定個人情報に係る請求にあっては、30日以内)に、当該請求に応ずるか否かを決定しなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、速やかに当該決定の内容を書面により請求者に通知しなければならない。この場合において、請求に応じない旨の決定をしたときは、その理由(開示の請求に応じない旨の決定をした場合でその理由がなくなる時期が明らかであるときは、その時期を含む。)を記載しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、その期間を延長することができる。この場合において、延長の理由及び決定をすることができる時期を、請求者に通知しなければならない。

4 実施機関は、開示の請求に係る個人情報を保有していないときは、速やかにその旨を書面により請求者に通知しなければならない。

(決定後の措置等)

第18条 実施機関は、前条第1項の規定により請求に応ずることを決定したときは、速やかに当該個人情報の開示、訂正、削除、目的外利用若しくは外部提供の中止又は利用の停止、消去若しくは提供の停止の措置をとらなければならない。

2 実施機関は、前項の訂正、削除、目的外利用若しくは外部提供の中止又は利用の停止、消去若しくは提供の停止の措置をとったときは、当該個人情報に係る目的外利用又は外部提供を行っているものに通知しなければならない。

3 第1項の規定により開示を受ける者は、開示に際し、本人であることを証する書類を提示しなければならない。

4 実施機関は、個人情報の保存のため必要があるとき、その他相当の理由があるときは、当該個人情報の複製により開示することができる。

(利用及び提供の停止)

第19条 実施機関は、第16条第1項の規定による請求書(開示に係るものを除く。)の提出があったときは、実施機関の業務の遂行に著しい支障が生ずる場合を除き、第17条第1項の決定をするまでの間(請求に応ずる旨の決定をしたときは、前条第1項の措置を採るまでの間)、当該個人情報の利用及び提供を停止しなければならない。

(費用負担)

第20条 第18条第1項の措置に係る手数料は、無料とする。

- 2 自己情報(その複製を含む。)の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、保有特定個人情報の写しの交付に必要な費用を減額し、又は免除することができる。

(不服申立てがあった場合の手續等)

第21条 実施機関は第17条第1項の決定について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てが不適法である場合を除き、速やかに魚沼地区障害福祉組合情報公開及び個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して速やかに不服申立てに対する決定を行わなければならない。
- 3 第17条第4項の通知を受けた者は、実施機関が当該開示の請求に係る個人情報を保有していないことについて、当該通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に実施機関に再調査を請求することができる。
- 4 実施機関は、前項の請求があったときは、速やかに審査会に調査させ、その結果を当該請求者に通知しなければならない。

(委託に伴う措置等)

第22条 実施機関は、個人情報の取扱いに係る業務を外部の者に委託しようとするときは、個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関から個人情報の取扱いに係る業務を受託した者は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損その他の事故防止のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項の受託業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

(運用情報の公表)

第23条 管理者は、実施機関によるこの条例の運用状況について公表しなければならない。

(適用除外)

第24条 この条例は、法令、他の条例等の規定により個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止の手續その他これらに類する手續が定められている場合における当該手續については適用しない。

- 2 この条例は、一般の利用に供することを目的として管理している図書等に記録

されている個人情報については、適用しない。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成27年12月25日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 情報提供等記録に関する部分以外の規定 番号法施行の日

(2) 情報提供等記録に関する部分 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の魚沼地区障害福祉組合個人情報保護条例によって行った手続その他の行為は、この条例によって行ったものとみなす。

附 則 (平成29年3月28日条例第3号)

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日(平成29年5月30日)から施行する。